

結婚新生活支援補助金

～結婚新生活のための新居住居費や
引っ越し費用を補助します～

最大
30万円



♥対象世帯♥ (以下の全てを満たす世帯)

- 対象期間※1に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻届が受理された時点で夫婦がともに34歳以下
- 令和元年の夫婦の所得金額が340万円未満の世帯

・結婚を機に離職し申請時に無職の場合は離職した方の所得はなしとみなす
・貸与型奨学金の返済を行っている場合は、H31年1月1日～R1年12月31日までの返済額を差し引いた額を所得とする

- 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- 補助金交付申請時に焼津市内に住所を有している世帯 など

♥対象経費♥ (対象期間※1内に支払済の費用)

- 住宅の取得費用
- 住宅の賃借費用 (賃料、礼金、共益費、仲介手数料)

・住宅手当などが支給されている場合は、支給分を差し引いた額が対象
・賃料については、婚姻日より1カ月前の同居した日から対象

- 引っ越し費用 (引っ越し業者、運送業者に支払った費用に限る)

♥対象期間※1 令和2年1月1日(水)から令和3年3月10日(水)まで

♡申請期間 令和2年7月1日(水)から令和3年3月10日(水)まで

※予算に達した時点で受付を終了いたします。

対象要件等ご不明な点は
お気軽にお問い合わせください♪

行政経営部 政策企画課
(本庁舎4階)

電話 : 054-626-2141

メール : kikaku@city.yaizu.lg.jp

